

## 子ども・子育て支援を行う NPO 法人からの提案

2022 年 11 月 認定 NPO 法人キッズドア 渡辺由美子

キッズドアは、子どもの学びや体験活動を支援する学習支援事業等、困窮家庭への食糧支援、保護者の就労支援等を行う NPO 法人です<sup>1</sup>。当団体からは、子ども・子育て支援事業、家庭の実態調査等を通じて改善の必要性を感じている行政の施策について、以下を提案いたします。

### 1. 自治体向け予算の増額、新設

当団体では、国の困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業、ひとり親家庭の学習支援事業等を受け、自治体が子育て世帯向けに行っている学習支援、居場所支援事業等を受託しています。子育て世帯の困窮度合は増していく一方ですので<sup>2</sup>、より手厚い支援を行いたいと考えていますが、自治体からは、学習支援のための予算が十分確保できないという意見が出ます。そこで、生活困窮者自立支援法の学習支援事業の国庫補助率を 1/2 から 2/3 以上に上げていくなど、予算の増額をお願いします。

また、当団体の子育て世帯向けの調査によれば、コロナの影響による収入ダウンの影響が現在でも継続しており、さらには最近の物価・光熱費高騰の影響を受け、保護者や子どもの食事が少なくなっています。また、子どもの心身の成長や学習、進学にも、すでに相当深刻な影響が出始めていることも把握しました。こうした現状を踏まえ、厚生労働省以外の省庁でも、自治体の子育て世帯向けの事業への補助制度をすみやかに新設いただき、子どもの命と将来を守っていただきたいと考えています。

### 2. 小規模自治体への支援

自治体では、国からの予算と独自の予算で、子ども・子育て支援施策を行っています。しかしながら、子育て世帯向けの支援施策に取り組めるほど自治体予算や人員が十分ではない小規模自治体では、十分な施策が行われない、現場の支援員が疲弊するなどの結果となっています。小規模自治体に居住する子育て世帯も、他の地域と変わらない支援が受けられるよう、広域連携やオンラインを活用した施策など、小規模自治体向けの追加的な支援を検討してください。

### 3. 国による現場密着型の施策 P D C A サイクル

当団体では、厚生労働省の「生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業」を受託し、子育て中の保護者向けの就労支援プログラム「わたしみらいプロジェクト」を実施しました。この事業では、従来の就労支援事業に欠けていた心理的サポートやエンパワメントの重要性を指摘し、国に報告することができました。

通常、NPO 法人は自治体の事業を受託することも多いのですが、その自治体の事業は国からの補助を受けて設計されることもあるため、子育て家庭の課題に機動的に対応することができません。また、自治体では新しい支援施策を検討する余力がないことも多いのが現状です。そこで、国で、子育ての現場に密着している NPO 法人等から直接ヒアリングをしていただき、現場密着型の団体向けの新しい支援施策を立案してください。そうすることで、子育て家庭の「今」に対応した支援施策の P D C A サイクルを迅速に回すことができるようになると考えています。

<sup>1</sup> 別添資料「キッズドア 子どもたちへのご支援内容ご紹介」参照

<sup>2</sup> 別添資料「認定 NPO 法人キッズドア 2022 年物価高騰の影響把握の緊急アンケート 集計結果について」参照

#### 4. 自治体の事業者選定プロセスの見直し

NPO 法人は自治体からの事業を受託し、子ども・子育て支援を行うことが多いです。その際、単年度（募集時期によっては事業期間が1年未満となるケースもある）であること、事業者選定プロセスにおいて価格のみが問われる落札しか行われなことがあることがあります。そうすると、事業者が年度ごとによって変わってしまう、地域の子ども・家庭のために本当によい事業者が選定されないなどの課題が生じます。この問題は「一般社団法人全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」においても課題視しております。

そこで、自治体からの委託事業の事業者選定にあたっては、(1) 単年度ではなく複数年（最低3年間）の契約とすること、(2) 単に低価格であることをもって選定することなく、企画内容や実績を評価する企画競争、総合評価落札方式とするなど、自治体向けの推奨をより強く行ってください。

#### 5. 高校中退の予防のための取組

高校進学率が極めて高い状況にもかかわらず、高校生を持つ家庭への経済的支援が少ないため、また、中学校とは全く異なる学習環境や勉強内容の難しさから、生活困窮家庭の高校生は中退してしまうリスクが高い状況です。

高校生を持つ家庭への経済的支援に加えて、学校における不登校・中退予防の対策の拡充も求められます。例えば、東京都は、都立高校等と連携し、不登校・中途退学未然防止対策として「都立学校『自立支援チーム』派遣事業」<sup>3</sup>を実施しています。こうした先進的な自治体の取組を全国展開することができるよう、国が積極的に支援する必要性があると考えています。

#### 6. 義務教育段階の就学支援及び高校生等への修学支援の拡充

国や自治体では、義務教育段階の就学援助や高校生等への就学支援金を通じて、子どもの学びを支援しており、令和5年度概算要求においても、拡充の方向性で施策を展開しています。こうした方向性を、ぜひ政治からも後押しいただきたいです。

さらには、以下についても積極的に子ども・子育て政策の目標として位置付けるよう、政府に働きかけていただきたいです。

- 義務教育段階の就学援助の充実については、自治体ごとによる対応の違いがあるのが現状。先進的な取組の事例を全国展開するなど、自治体ごとの格差を縮小していくことを推進すること
- 各種援助や支援金について、準貧困層<sup>4</sup>と呼ばれる経済状態の家庭、多子世帯等、今後さらに支援対象者を拡充していくこと

#### 7. 生活困窮世帯等及びひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

大学進学は高校生に対する修学支援と大学生への修学支援との狭間にあり、生活困窮家庭にとっては大きな負担となっています。大学生への修学支援新制度やひとり親家庭向けの経済支援により、進学を促進する効果が一定程度見られているところですが、引き続き支援が必要であることは変わりません。

例えば、東京都では、学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講料や、高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付を行う事業を行っています（入学した場合は返済免除）<sup>5</sup>。こうした先進事例を全国展開していくよう、国は応援していくべきだと考えます。

<sup>3</sup> 本事業は学校と連携し①中途退学の未然防止、②不登校生徒への支援、③生徒及びその家族が抱える課題への福祉的支援、④学校を中途退学した生徒への就労・再就学支援に取り組むなどが行われている（<https://www.syougai.metro.tokyo.lg.jp/sesaku/ysw/teacher.html>）。

<sup>4</sup> 内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」（<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf/s4.pdf>）

<sup>5</sup> 東京都「受験生チャレンジ支援貸付事業」（<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/teisyotokusyataisaku/jukenseichallenge.html>）

また、困窮世帯は、進学関連情報を十分入手できないことがあります。当団体も情報支援を行っていますが、多様な主体と連携した進学情報提供の取組を、国や自治体から応援いただきたいと考えています。

## 8. 多様な体験活動の機会の提供

体験活動の量や幅の広さが、子どもの成長に大きく影響することはすでに示されているところですが、経済的理由で体験活動が十分にできていない子どもや家庭が一定数存在しています。当団体の2022年夏の調査では、夏休みに予定している体験活動が「特になし」と回答した家庭が約半数(49%)となるなど、体験活動の格差は深刻なものとなっています<sup>6</sup>。また、同調査では、経済的な理由で習い事や部活動に支障が出た経験(「好きな習い事や部活動をやらせてあげられなかった」(51%)、「ウェアや靴、楽器などを我慢してもらった」(46%))についても明らかにしました。体験活動の重要性を踏まえると、体験活動の格差を縮小していくために、以下のような取組を国の政策上位置付けていくことを検討すべきです。

- 生活困窮者自立支援法の子ども関連の事業メニューへの、体験活動に関する費用補助の追加
- 全ての子どもが利用できる無料の体験機会の拡充、その機会を提供するNPO法人への積極的な支援
- 部活動等の費用支援など、体験をするにあたっての経済的負担への補填施策をよりいっそう拡充

## 9. 子育て世帯に向けた施策間の柔軟な連携

現在、困窮者自立支援制度や生活保護制度の見直しに向けて、社会保障審議会で議論が行われていますが、そこでは複数の施策間の連携が十分ではないことが課題とされています<sup>7</sup>。家庭の経済状況に応じて複数の支援制度が設けられていますが、家計の変化は連続的であり、それらの制度の狭間に落ちてしまうこともあります。複数の制度が一体的に機能し、切れ目のない支援を実現する必要があります。

また、保護者のコロナによる休職、失職等により家計は急変してしましますが、そうした家計の急変に支援制度は十分に対応できず、現場の裁量に任されています。これは支援の現場に負担をかけ、結果として十分な支援が家庭に届かない場合が多くとなります。そのため、国としても、家計急変に備えた制度設計を行うとともに、現場が柔軟な支援を行えるよう、メッセージを出していただきたいです。

## 10. 施策における定量的な指標の設定、改善状況のフォローアップ

子どもの貧困対策は各種の取組が行われていますが、貧困率の改善や子どもをもつ困窮家庭の年収向上等に係る具体的な数値的指標が設定されていません。また、家庭の世帯収入の改善に向け、直接的に支援する施策が不足しています。冒頭で述べたように、困窮家庭に対するコロナの経済的打撃は現在も深刻なレベルで継続しており、子どもの成長に及ぼす影響は取り返しのつかないものとなりつつあります。

そこで、貧困率の改善等の数値目標を国の政策上具体的に位置づけるとともに、以下のような子育て家庭に対する支援を行うことを具体的に追加していくことが求められます。

- 子どもの貧困率や各種取組の定量的な指標など、具体的な数値目標を設定すること
- 児童手当の高校生段階までの延長
- 高等教育の修学支援新制度のさらなる拡充
- 義務教育段階の就学援助金、高校生等への就学支援金のさらなる増額 等

(以上)

<sup>6</sup> 別添資料「認定NPO法人キッズドア 2022年夏休みの支援等に関する緊急アンケート 集計結果について」参照

<sup>7</sup> 例えば、社会保障審議会資料(「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理中間まとめ」)では、生活困窮者就労準備支援事業等を利用する者が生活保護制度に移行したものの、被保護者向けの事業の実施主体が異なる場合があり、連続的な支援が困難となるケース、小規模自治体等で生活困窮者の数と被保護者の数を合わせれば一定の支援ニーズがあるにもかかわらず、事業が分立することにより、支援対象者の数が少ないことを理由に事業が実施されないケースが挙げられている。